

十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百四十二条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十五 第百三十六条第三項（同条第四項（第二百五十二条第一項、第一百六十一条第一項、第一百六十一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十六 第百三十七条规定第三項（同条第四項（第一百五十二条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百五十二条第一項、第一百六十二条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十七 第百三十八条第二項（第一百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

十八 第百四十二条第三項（第百三十九条第一項並びに第百四十二条第四項（第百三十九条第二項並びに第百四十二条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第一号において準用する場合を含

第三項並びに第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び
第三項並びに第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第九項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十項（第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第一項及び
第三項並びに第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

十九 第百四十三条第五項（同条第六項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これら）の規定を第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第一百五十二条第一項、第一百六十二条第一項、第二百九十二条第一項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第十項（第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第八項（第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第十項（第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第十一項（第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）及び第十三項（第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十二条第一項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに二百九十二条第一項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに

第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

一十 第百四十四条第五項（同条第七項から第十項まで（これらの規定を第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百九十二条第二項、第三項及び第五項並びに第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。）において準用する第一百三十二条第四項（第二号及び第五号を除く。）

一一 第百四十五条第三項（同条第四項（同条第五項及び第六項（これらの規定を第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第二百九十二条第二項、第三項及び第五項並びに第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第六項（第一百九十八条第二号において準用する場合を含む。））

一二 第百四十七条（第二百五十二条第一項、第二百六十二条第一項、第一百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十三 第百五十三条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十四 第百五十四条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十五 第百七十三条第四項（同条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十六 第百七十四条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十七 第百七十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十八 第百七十七条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

一三九 第百七十九条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

一四〇 第百八十五条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

一四一 第百八十六条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

一四二 第百九十五条第二項（同条第三項（第二百八十一条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

一四三 第百九十六条第一項（第二百八十一条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

一四四 第百九十七条第一項（第二百八十一条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十五 第百九十八条第二項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十六 第百九十九条第三項（同条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）及

び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十七 第二百条（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十八 第二百二条（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十九 第二百八条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

四十 第二百九条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

（

四十一 第二百二十二条第一項（同条第三項（第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において

準用する場合を含む。）

四十二 第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十三 第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五号において準用する場合を含む。）

四十四 第一百一十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

む。）

四十五 第二百一十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十六 第一百一十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十七 第一百一十八条第三項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十八 第二百二十九条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十九 第二百三十一条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十 第二百三十二条（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十一 第二百三十八条第六項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十二 第二百三十九条第五項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

第六十六条中「掲げる社債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加え、「次条第二項の場合を除き」を削る。

第六十七条第一項中「次項」を「以下の条」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「

当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替社債が振替機関によつて取り扱わなくなつたとき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の社債券は、無記名式とする。

第六十九条の見出しを「（振替社債の発行時の新規記載又は記録手続）」に改める。

第七十条第四項第三号中「欄（）」の下に「機関口座にあつては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。」を加える。

第七十八条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）」に改める。

第七十九条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）」に改める。

第八十条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項第一号中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての」に改める。

第八十一条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に」に改め、同項第二号

中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての」に改める。

第八十二条の見出し中「誤つて」の下に「振替社債の」を加える。

第八十四条の見出し中「振替社債」を「社債」に改める。

第八十五条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改める。

第八十六条第二項第三号中「次項及び第一百二十九条において」を「以下」に改める。

第八十八条中「指定した国債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加え、「次条第二項の場合を除き」を削る。

第八十九条第一項中「又は」を「若しくは」に、「当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替国債が振替機関によつて取り扱われなくなつたとき」に改める。

第九十二条の見出しを「(振替国債の発行時の新規記載又は記録手続)」に改める。

第一百二十三条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)」に改める。

第一百四条の見出しを「(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)」に改める。

第一百五条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項第一号中「の

加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第一百六条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に改め、同項第二号中に改める。

第一百七条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る振替機関の義務）」に改める。

第一百八条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る口座管理機関の義務）」に改める。

第一百九条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に、「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第一百十条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項及び第二項中

「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に、「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第一百十一条の見出し中「誤つて」の下に「振替国債の」を加える。

「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に改める。

第一百四条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債」を「地方債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一百五十五条の表第八十五条第一項の項中「第一百三十九条の五第四項」を「第一百三十九条の五第三項」に改める。

第一百六条の見出しを「（振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する投資法人債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

第一百八条の表第八十五条第一項の項中「第一百一条第四項」を「第一百一条第三項」に改める。

第一百十九条の見出しが、「（振替特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例）」に改め、同条

中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する特定社債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

第一百二十二条の見出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権」を「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一項の項中「口数」の下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一号、第八十一条第一項及び第八十二条第二項第一号の項中「及び収益」を「解約及び収益」に改め、同表第八十二条の項中「又は収益」を「解約又は収益」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第一百二十二条の二 特定の銘柄の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の一週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあつては、一から次のイの口数の次の口の口数に対する割合を控除した割合（以下「の条において「減少比率」）

イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数

ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

三 分割の場合にあつては、次のイの口数の次の口の口数に対する割合（以下この条において「増加比率」といふ。）

イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数

ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知

を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受け

た振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされて
いる口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準
用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄
(前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同
じ。)。以下この条において「対象保有欄等」という。)における、当該対象保有欄等に記載又は
記録がされている口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるとき
は、これを切り上げるものとする。)についての減少の記載又は記録

口 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

口 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第一号口若しくは第二号口又は第一号口若しくは第二号口の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の

記載又は記録

口 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の

記載又は記録

口 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

第一百二十二条の見出しを「（振替投資信託受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特

例)」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権」を「振替投資信託受益権」に改める。

第一百二十三条の見出し中「貸付信託の受益権」を「貸付信託受益権」、「振替投資信託受益権」に改め、「以下同じ」を加える。

第一百二十三条の表第七十一条第七項の項を次のように改める。

第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合
	発行者は

第十条から第八十二条までの項を次のように改める。	元本の償還をすると 償還をすると を除くほか
--------------------------	------------------------------

第八十条及び第八十一条	利息の支払をする義務
第八十二条	又は利息の支払
	若しくは収益の分配金の支払又は買取り

第一百二十三条の次に次の一条を加える。

(振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第一百二十三条の一 特定の銘柄の貸付信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替貸付信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあつては、一から次のイの数の次の口の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 併合後の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

ロ 併合前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

三 分割の場合にあつては、次のイの数の次の口の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ 分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。